

新潟市家庭ごみ収集運搬業務委託に関する低入札価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、家庭ごみ収集運搬業務の委託に係る入札のうち、最低の価格が新潟市家庭ごみ収集運搬業務の委託契約に関する要綱、第14条第2項の調査基準価格を下回る価格であることにより、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合における、落札者の決定に関し必要な手続きを定めるものとする。

(調査基準価格を下回る価格による入札)

第2条 市長は、制限付き一般競争入札の結果、予定価格の制限の範囲内の最低の価格(以下「最低入札価格」という。)が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該最低入札価格の入札をした者(以下「最低価格入札者」という。)により、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査するものとする。

(市長の調査による措置)

第3条 市長は、前条の規定による調査結果を、新潟市家庭ごみ収集運搬業務委託契約に関する検討委員会(以下「委員会」という。)に報告し、審査を受けるものとする。

(委員会の審査結果を踏まえた落札者の決定)

第4条 市長は、前条の規定による委員会の審査結果を踏まえ、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定し、そのおそれがあると認めるときは、落札者としな

2 前項の規定により最低価格入札者を落札者としな

3 前項に規定する場合において、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該次順位価格につき第3条から前項までの規定を準用する。

(その他)

第5条 この要領の実施に関し必要な事項は、環境部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年12月19日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年10月9日から実施する。